

委託業務処理要領

1 総 則

上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所構内の除雪業務については、委託契約書のほか、この要領の定めるところとする。

2 除雪業務日程

除雪は、業務担当員からの指示がある場合を除き、北海道の休日（北海道の休日に関する条例（平成元年3月31日条例第2号）に定める休日をいう。以下同じ。）を除く日に行うものとし、10センチメートル以上の降雪又は積雪があった場合に別紙図面に示す箇所について、午前8時00分までに歩行、車輛の通行及び駐車に支障のない状態にすること。

午前8時00分以降であっても大量の降雪により業務担当員から指示があった場合は作業を行うこと。

3 除雪業務場所及び作業方法等

(1) 除雪業務場所等

除雪業務場所	委託対象箇所	面積
空知郡中富良野町丘町 7-11 上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所	別添図面のとおり	5,475.60 m ²

(2) 作業方法

作業時には必ず周囲の安全を確認し、除雪を行うこと。

(3) 除雪場所

除雪及び集積場所は、業務担当員が別に指示する場所とする。

4 車両の使用及び規格等

(1) 業務の実施に当たり、除雪使用機械一覧表を提出すること。

また、除雪使用機械一覧表に記載されている車両の車検証、損害賠償責任保険証明書及び保険契約明細書の写しを添付すること。

業務に使用する車両については、除雪使用機械一覧表に記載されている車両を使用するものとし、記載されていない車両の使用は認めない。

なお、使用する車両には、タコグラフチャートを付けるものとし、当該タコグラフチャートは上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所分として専用を使用すること。

(2) 業務に使用する車両の規格（装置）は、次のとおりとする。

名称	車両	規格
除雪ドーザ	ホイールローダ（トラクションバル）	バケット 1.3 m ³

なお、使用する車両は、上記の規格を満たしていればよいこととし、作業効率を阻害しない範囲において、上記規格を上回る車両を代用することができるものとする。

この場合の代用車両についても、(1)に準じ除雪使用機械一覧表を提出

するものとする。

また、除雪ドーザの装置については、上記記載の規格を上回るプラウ等の装置によって業務を実施することができるものとする。

5 実施報告

受託者は業務終了後、別紙作業実施報告書（タコグラフチャートの写しを添付）を作業機械ごとに提出するものとする。

なお、作業時間は業務委託場所に到着後、除雪作業開始から終了までの時間とする。

6 その他

(1) 業務の実施に当たり、別紙業務実施者名簿を提出するものとし、業務実施者には、あらかじめ対象箇所等の確認を十分に行わせるとともに、必要に応じ写真を撮るなど作業効率を確保すること。

なお、業務実施者名簿には、運転免許証の写しを添付すること。

(2) 業務実施中は、作業員に身分証明書等を常時携帯させるものとし、業務担当員等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。

(3) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。

(4) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議をすること。

作業実施報告書

北海道上川総合振興局長 様

受託者

次のとおり報告します。

作業場所

作業機械

作業実施年月日	令和 年 月 日
作業実施時間	時 分～ 時 分 時間 分
	時 分～ 時 分 時間 分
	時 分～ 時 分 時間 分
摘要	

上記のとおり実施したことを確認します。

令和 年 月 日
検査員

南部耕地出張所見取り図

施設名 上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所
住 所 空知郡中富良野町丘町7-11
除雪面積 5,475.60㎡ (堆雪場所を含む)

- 除雪場所
- 堆雪場所

堆積場所

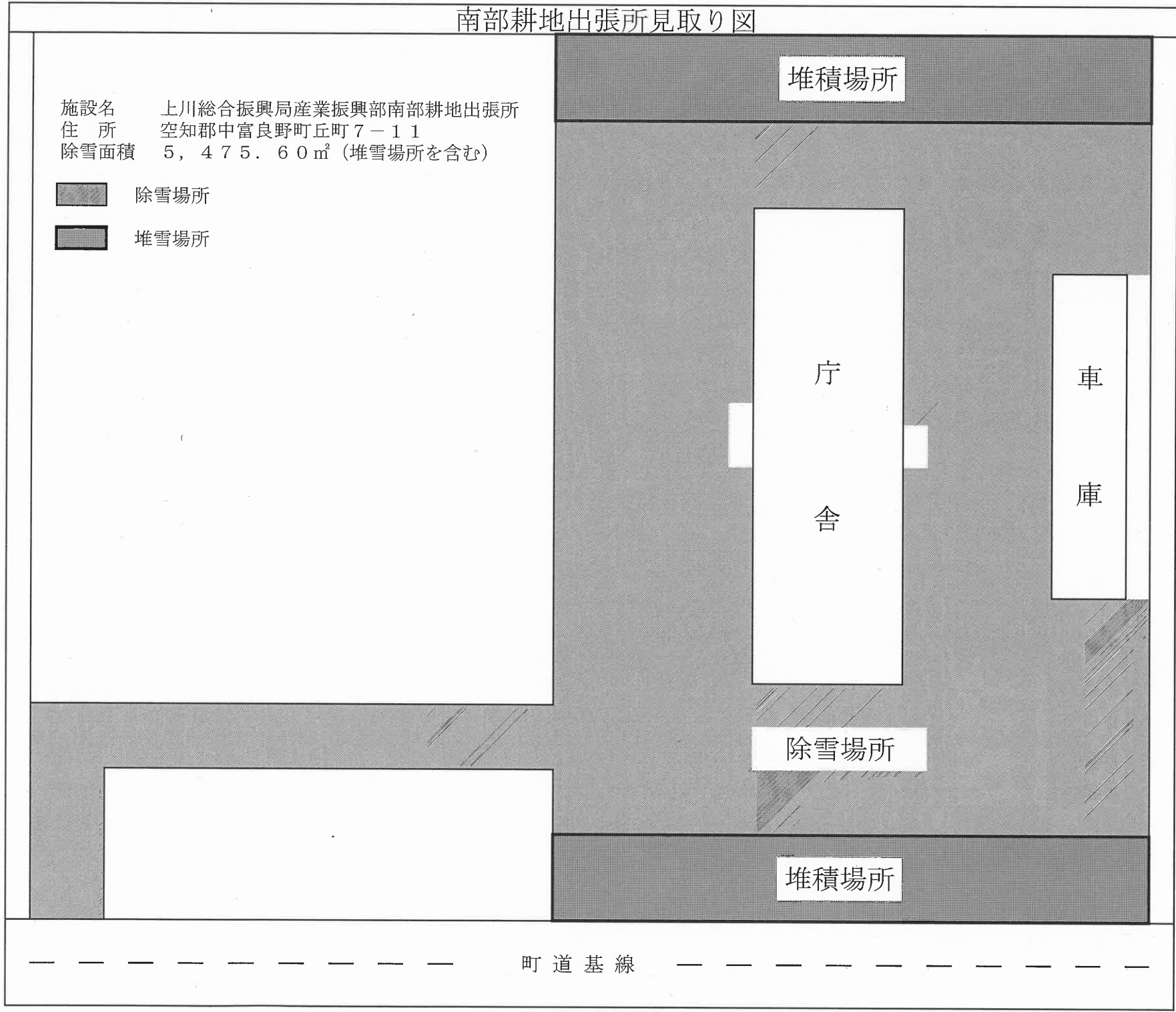
庁舎

車庫

除雪場所

堆積場所

町道基線



除雪使用機械一覧表

令和 年 月 日

北海道上川総合振興局長 様

住所
受託者
氏名

業務名 上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所構内除雪業務

	車 両	装 置	容 量	車検証登録番号	保険証券 番号	自己所有・ リースの別

※上記車両に追加、変更等がある場合は、随時提出すること。

※上記車両の車検証、損害賠償責任保険証明書及び保険契約明細書の写しを添付すること。

業務実施者名簿

業務名称 上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所構内除雪業務

会社名 _____

氏名	年齢	雇入年月日	経験年数	免許、資格等		職種
				名称（種類）	取得年	

注 上記実施者の運転免許証の写しを添付すること。